

熊本市火災予防条例の一部改正について

熊本市火災予防条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市火災予防条例の一部を改正する条例

熊本市火災予防条例（昭和37年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第14号ア中「支わく」を「支枠」に改め、同項第15号中「ふた」を「蓋」に、「はかる」を「図る」に改める。

第3条の2の見出しを「(風呂釜)」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「ふろがま」を「風呂釜」に改め、同項第1号中「かま」を「釜」に改め、同項第2号及び同条第2項中「ふろがま」を「風呂釜」に改める。

第17条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「充てん」を「充填」に改め、同条第3号中「さく」を「柵」に、「立入」を「立入り」に改め、同条第9号中「充てん」を「充填」に改め、同条第12号中「取り扱い」を「取扱い」に改める。

第17条の2第1号中「支わく」を「支枠」に改める。

第21条第1項第2号中「取りはずし」を「取り外し」に改める。

第26条の見出しを「(玩具用煙火)」に改め、同条第1項及び第2項中「がん具用煙火」を「玩具用煙火」に改め、同条第3項中「がん具用煙火」を「玩具用煙火」に、「ふた」を「蓋」に、「おおい」を「覆い」に改める。

第30条第4号中「さけめ」を「裂け目」に改める。

第31条の2中「すべて」を「全て」に改める。

第31条の4第2項第7号、第31条の5第2項第2号及び第31条の6第2項第7号中「ふた」を「蓋」に改める。

第31条の7第2項及び第33条第1項第4号中「あたって」を「当たって」に改める。

第34条第1項第3号中「荷くずれ」を「荷崩れ」に改める。

第35条第1号中「いす」を「椅子」に改め、同条第2号中「いす背」を「椅子背」に、「いすの」を「椅子の」に、「いす席」を「椅子席」に改め、同条第5号中「いす席」を「椅子席」に改める。

第36条第1号中「いす」を「椅子」に改め、同条第2号本文中「いす背」を「椅子背」に改め、同号ただし書中「いす背」を「椅子背」に、「いす座」を「椅子座」に改め、同条第4号ア本文中「いす席」を「椅子席」に、「いす背」を「椅子背」に、「いす座」を「椅子座」に改め、同号アただし書中「いす背」を「椅子背」に、「いす座」を「椅子座」に改め、同号イ中「いす席」を「椅子席」に改める。

第37条中「いす席」を「椅子席」に改める。

第39条第1号ア中「いす席」を「椅子席」に、「長いす式」を「長椅子式」に、「はしたの数は」を「端数は、」に改め、同条第3号中「、7人」を「7人」に、「、10人」を「10人」に改める。

第40条第1号中「すべり」を「滑り」に改め、同条第3号ただし書中「かぎ」を「鍵」に改める。

第44条第14号中「充てん」を「充填」に改める。

第45条の見出し及び同条第1号中「まぎらわしい」を「紛らわしい」に改め、同条第2号中「がん具用煙火」を「玩具用煙火」に改める。

第48条中「手続き」を「手続」に改める。

第49条中「1に」を「いずれかに」に改める。

附則第1項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の見出し及び4項を加える。

(平成23年改正政令による危険物の規制に関する政令の一部改正に伴う危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等の特例)

- 2 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成23年政令第405号。附則第5項において「平成23年改正政令」という。）による危険物の規制に関する政令第1条第1項の規定の改正により新たに指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所となるもの（以下この項から第4項までに

において「新規対象」という。)のうち、第31条の2第2項第9号に定める基準に適合しないものの位置、構造及び設備に係る技術上の基準については、同号の規定は、当該新規対象が次に掲げる基準の全てに適合している場合に限り、適用しない。

(1) 当該新規対象の危険物を取り扱う配管は、その設置される条件及び使用される状況に照らして、十分な強度を有し、かつ、漏れない構造であること。

(2) 当該新規対象に係る危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和が、平成24年7月1日において現に貯蔵し、又は取り扱っている危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和を超えないこと。

3 新規対象のうち、第31条の2第1項第16号イに定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、同号の規定は、平成25年12月31日までの間は、適用しない。

4 新規対象のうち、第31条の2第2項第1号から第8号まで、第31条の3の2(第3号を除く。)又は第31条の4第2項(第1号、第10号及び第11号を除く。)に定める基準に適合しないものの位置、構造及び設備に係る技術上の基準については、これらの規定は、当該新規対象が第2項第2号に掲げる基準に適合している場合に限り、平成25年6月30日までの間は、適用しない。

5 平成23年改正政令による危険物の規制に関する政令第1条第1項の規定の改正により新たに指定数量の5分の1以上(個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあっては、指定数量の2分の1以上)指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うこととなる者は、平成24年12月31日までにその旨を消防長又は所轄消防署長に届け出なければならない。

別表第3中「別表第3」を「別表第3(第3条、第18条関係)」に、「ふろがま」を「風呂釜」に、「外がま」を「外釜」に、「ふろ用以外」を「風呂用以外」に、「もつ」を「持つ」に、「内がま」を「内釜」に、「ふろ用バーナー」を「風呂用バーナー」に、「隠ぺい」を「隠蔽」に改める。

別表第7中「別表第7」を「別表第7(第23条関係)」に改める。

別表第8中「別表第8」を「別表第8(第33条、第34条、第34条の2、第46条関係)」に改める。

附 則

この条例は、平成24年7月1日から施行する。

(提出理由)

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成23年政令第405号）の施行により新たに炭酸ナトリウム過酸化水素付加物が消防法上の危険物に追加されたことに伴い、当該危険物に係る貯蔵及び取扱いの技術上の基準等について特例措置を講ずる等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。